

平成27年度 第6回高田区地域協議会

次 第

日時：平成27年9月14日（月）午後6時30分～

会場：高田地区公民館第6研修室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

（1）諮問事項について

【諮問第42号】新市建設計画の変更について（答申）

4 議題

（1）地域活動支援事業の高田区の審査・採択ルール等について

（2）懇談会の検証について

（3）地域活動支援事業に係る課題及び改善策等について

5 事務連絡

6 閉会

平成27年8月18日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 西山 要耕

新市建設計画の変更について (答申)

平成27年7月23日付け上企第26593号で諮問のあった諮問第42号 新市建設計画の変更について、適当と認めます。

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ・審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ・委員は、全ての提案事業について審査を行う。
- ※基本審査で「×（不適合）」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。
- ※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ・事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」とともに委員に送付する。
- ・委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。
- ・委員は、「質問票」を作成する際に、質問の意図を十分に整理し、その趣旨が提案者に分かりやすいものとなるよう注意し、提案者からの問い合わせや再質問等の負担、事務効率の低下に繋がることのないようにする。
- ・事務局は委員の疑問点等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものを取りまとめ、提案者に質問事項を送付する。
- ・事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ・委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。
- ・事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ・事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」と「審査・採点シート」を委員に送付する。
- ・委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、基本審査（「適合・不適合」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で不適合とした事業を除く）。
- ・「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱い、事業が採択されるまで十分注意する。
- ・委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ・委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。

【参考】高田区の採点方法（案）

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・基本審査欄は、「○（適合）」か「×（不適合）」を記入する。
- ・基本審査で「×（不適合）」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 提案事業の得点の算出

- ・事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「不適合」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合」と判断された事業のみ得点を集計する。
- ・各提案事業の得点は、基本審査で「○（適合）」とした委員の合計点により算出する。

(5) 提案事業の順位の確定

- ・優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ・提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ・この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ・事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ・提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。
- ※“点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ・採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターン①ならびに②により検討する。

順位	パターン①	パターン②	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業 × … 不採択事業 △ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
5	×	△	
6	×	×	
7	×	×	

- ・特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ・提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。

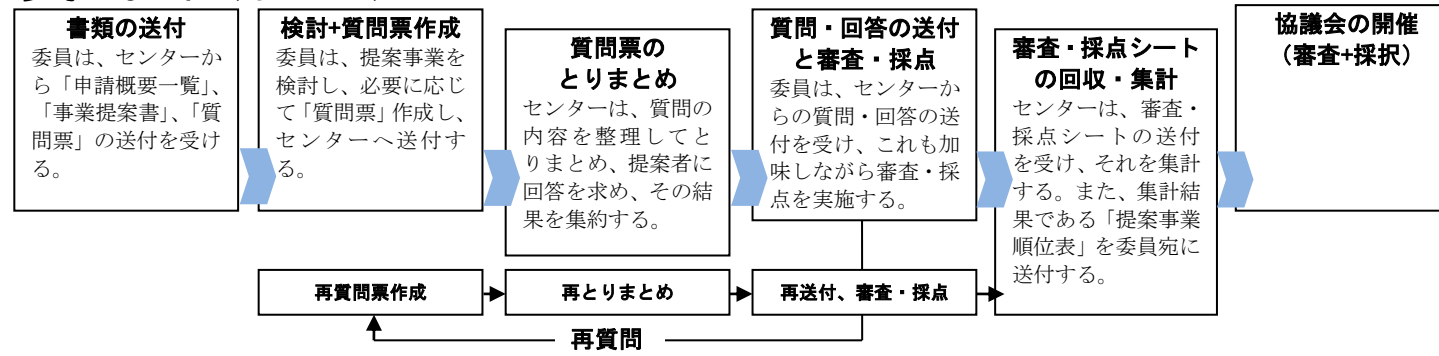
(2) 補助額の検討

- ・補助率は基本的に10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する旨を謳う。）

(3) 採択事業と補助額の決定

- ・ 地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ・ 事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ・ 事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



高田区地域協議会 懇談会総括表（第1回～5回）

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
開催日	平成25年10月7日（月）18：45	平成26年3月3日（月）18：45	平成26年9月9日（火）18：30	平成27年3月4日（水）18：30	平成27年7月2日（木）18：30
会場	寺町3丁目町内会館	南三世代交流プラザ	ミュゼ雪小町	ミュゼ雪小町	ミュゼ雪小町
対象町内会	寺町2丁目、寺町3丁目	南本町1～3、南城町1～4、東城町1～2、南新町、南高田町、本町1、寺町1、仲町1、大町1	本町2～5、仲町2～5、寺町2、大町2～4	東城町3、大手町、本城町、西城町1～3、北城町1～4、東本町1～5丁目、高土町1～2	本町6～7、北本町1～4 等
主な意見等					
地域協議会や地域活動支援事業について	<p>①地域活動支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査採択における半数以上の意見を反映するなどの厳正な審査。 学校の楽器購入ができない等、補助金の使途に公平性が欠ける。 <p>②諮問について</p> <ul style="list-style-type: none"> 諮問事項に対する地域協議会の権限等について。 <p>③自主的審議事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> 取り上げてほしい事項の相談窓口。 	<p>①市議会との違いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会と市議会の住み分け。 地域協議会がそもそもわからない。 <p>②委員選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会委員は市民の代表か。 町内会の代表ならいいが、選任方法がおかしく違和感。 <p>③諮問について</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員は全ての諮問内容を理解しているか懸念。 答申を委員のみで判断していいのか疑問。 <p>④地域協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会は不要。 周辺の区との連携が必要。 地域協議会に対する住民意識が低い、承知しているか。 <p>⑤町内会等との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会や市議会議員との懇談の場が必要。 地域協議会委員は、住民の声を聞いて審議しているか。 協議会委員と町内会長が声を掛け合うことが必要。 町内会とつながるより、協議会がどのように地域の意見をくみあげていくかが大事。 <p>⑥地域活動支援事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員は採択事業の活動現場を確認しているか。 市の活性化につながる事業を取り上げるチャンスを協議会は持っているの。いい方向に進むよう頑張してほしい。 			

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
空家等について			①空家、空き地対策について <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしが増え、その家が空き家になる。 ・空き地の雑草の対応に苦慮している。 	①空家、空き地対策について <ul style="list-style-type: none"> ・空き家撤去後の雑草処理 ・防犯・防火対策 ・所有者不明物件の対応 ・小動物の発生 	①空家について <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対応時の行政と町内会の役割分担 ・連絡先がわからない空き家への対応 ・空き家の除雪対応 ・危険家屋となっている空き家の問題 ・空き家からの町内会費の徴収について
災害時の対応について			①災害時の避難行動要支援者の避難方法について <ul style="list-style-type: none"> ・いかに安全な場所に避難させたらいいか困っている。 	①災害時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・アパート住民の安否確認について ・避難行動支援者の避難方法について ・関川の水門管理と住民の避難誘導の役割分担 ②東城町3丁目地内の水害対策について	②災害対応について <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援者の支援体制 ・日中における老人会による避難誘導體制構築 ・アパートの空室把握 ・町内会や民生委員による避難体制構築の限界
地域の活性化について	①寺町の活性化や観光について <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線開業を控えての、寺町の歩道の整備。 ・寺町のまちづくりの課題（寺町駐車場に駐車し寺町を見た後、寺町を通過点とし本町を活性化する）。 ・寺町散策にトイレが必要。 ・寺院の宝物を紹介する看板等で、参拝者が増え関心を高められる。 ②寺町まちづくりフェスについて <ul style="list-style-type: none"> ・フェスティバルの実施による、住職と住民との親睦。 ・寺町協議会だよりの発行回数増の検討。 		①高田祇園祭の活性化策について ②高田駅前整備と活性化について <ul style="list-style-type: none"> ・雁木の新設（医院前） ・駅前広場の活用（コンサートや大道芸） ③住みやすい高田をPRすることについて <ul style="list-style-type: none"> ・Iターン、Uターン対策 ④本町周辺での子育て支援について <ul style="list-style-type: none"> ・簡易な遊具を設置したこどもが集まる場所を設け、高齢者と交流を図る仕組みをつくる。 ⑤寺町の市指定文化財（天崇寺の山門、浄興寺）の点検などについて		

高田区地域協議会 懇談会総括表（第1回～5回）

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
町内会運営等について			①マンション住民との関わりについて ・人数が多いが、住民の顔が見えず町内会活動がうまくいかない。 ②町内会が管理している街路樹の管理費の補助について	①住民の世帯状況の把握について（アパート含む） ・個人情報保護の観点からの困難さ	①町内会運営について ・町内会の存続に不安 ・町内会役員の成り手不足 ・高齢者世帯の増加 ・自主防災組織の活動ができない ・子どもが少ない ・一斉排雪時の協力体制がある ②近隣町内会との連携や協力体制について ・景観を生かしたまちづくりに近隣町内会と協力 ・消防団の管轄区域内の町内会同士での防災の取組 ・地域の祭りへの参加と賑わいづくり ・保護者と町内会による小学生の見守り
雁木について			①雁木の保存について	①雁木の保存について	
除雪について	①除雪について ・寺町2丁目でお助け隊を組織、高齢者宅の除雪等を1日500円で実施。		①除雪について ・仲町5丁目の火防道路	①除雪について ・一斉雪下ろしの課題 ・狭隘道路・歩道の除雪 ・消雪用の井戸をくみ上げに伴う電気代の補助制度	
その他	①道路や歩道について ・道路の白線の引き直しを。 ②自転車道路整備について ・安全に自転車に乗れるよう、自転車道の整備を。			①防犯灯のLED化について ・市の補助制度の運用 ②街路樹の管理について ・防犯灯周辺の枝の伐採 ・枝に積もった雪の落下による歩行者の安全対策 ③都市計画道路（東城町3丁目地内）の延伸について	
担当委員	—	河村委員、北川委員、吉田委員	井上委員、栗田委員、柴田委員、田中委員、松矢委員、宮崎委員	浦壁委員、大塚委員、杉本委員、高野 誠委員、野本副会長、山田委員	小川委員、小嶋委員、高野副会長、西山会長

Aグループ(会場:第3研修室)

センター:横島係長

No.	氏名	司会・進行	記録・発表
1	井 上 紀 子		
2	大 塚 美 枝 子		
3	河 村 一 美	○	
4	栗 田 祥 子		
5	柴 田 幸 男		○
6	高 野 恒 男		
7	田 中 昭 平		
8	野 本 韶 一		
9	宮 崎 陽		
10	吉 田 昌 和		

Bグループ(会場:第5研修室)

センター:小林主事

No.	氏名	司会・進行	記録・発表
1	浦 壁 澄 子		
2	小 川 善 司		
3	北 川 拓		○
4	小 嶋 清 介		
5	杉 本 敏 宏	○	
6	高 野 誠		
7	西 山 要 耕		
8	松 矢 孝 一		
9	山 田 昇		

様式（委員用）

平成 年 月 日

高田区地域協議会自主的審議に係る提案書

高田区地域協議会
会 長 西山 要耕 様

提案者名 (委員名)

下記事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、審議するよう提案します。

記

審議する事項	について
<p style="text-align: center;">内 容</p> <p>※下記を参考に可能な範囲でご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 4em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>この項目は、下記を参考にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案理由 ・課題の背景 ・課題の現状 ・今後の見通し ・地域、住民への影響 ・課題が生じている場所 ・期待する効果 等 </div> </div>
<p>【提案理由】</p> <p>【課題の現状】</p> <p>【今後の見通し】</p> <p>【期待する効果】</p>	

※本提案書は、審議の開始を希望する地域協議会開催予定日の14日前までにまちづくりセンターに提出してください。なお、緊急を要する事項の場合は、センターにご相談ください。